



愛知県青少年保護育成条例により 「JKビジネス」を規制します!



「JKビジネス」は、女子高生を「JK」と称して商品化し、性を売り物とする営業形態であり、「お散歩」や「喫茶」、「居酒屋」など日常的な言葉を使って抵抗感を希薄化させ、高額な報酬が安易に得られることを宣伝して、青少年に気軽なアルバイト感覚で働かせています。

さらに、児童買春を助長させるなど、青少年が性犯罪に巻き込まれる危険性を含んでおり、国際的にも「新たな性目的の人身売買」と示されるなど、その営業形態に対する早急な対応が求められています。

そこで、愛知県では「愛知県青少年保護育成条例」を改正し、関係する営業形態を包括的に規制します。【平成27年7月1日施行】

JKビジネスの営業形態例

リフレ	個室において、高校の制服や下着姿の女子従業者等がマッサージや添い寝等のサービスを提供
散歩	「散歩」と称して、異性と屋外デート、観光案内、自宅の掃除等のサービスを提供
喫茶	喫茶店内において、客の指名を受けて談笑や、ゲーム等をするサービスを提供
見学クラブ	大部屋等に制服姿の女子従業員を待機させ、マジックミラー越しに客にのぞき見等をさせるサービスを提供
ガールズ居酒屋	居酒屋と称して水着や下着姿でウエイターや踊りなどのパフォーマンスをするサービスを提供
ガールズバー	カウンター席を設置し、女子従業員のパートナーがカウンター越しに接客し、酒類等を提供
撮影	個室又は屋外等において、客に女子従業員の制服姿やコスプレ、水着姿等を撮影させるサービスを提供
コミュニケーションルーム	店舗を設け、女子従業員が客の要望に応じ会話・占い・カウンセリング・ゲーム・マッサージ等の複合的なサービスを提供

規制の内容

◎営業者に対する規制

- ① 青少年を働くように勧誘することを禁止
- ② 青少年を働かせることを禁止
- ③ 青少年を営業所に客として立ち入らせたり、客とすることを禁止
- ④ 青少年にビラ等を配ることを禁止
- ⑤ 従業者名簿の備付け・保存を義務付け
- ⑥ 広告宣伝に青少年の立入り又は客となることの禁止の明示を義務付け
- ⑦ 営業所への青少年の立入禁止の掲示を義務付け

◎違反者に対する営業停止命令・罰則を規定

◎店舗・事務所へ立入調査を実施

「保護者のための体験!体感!スマホ教室」を開催します!!



愛知県では、急速に普及しているスマートフォンの安全・安心な利用対策として、保護者向けにスマートフォンを実際に使って危険性を認識するとともに、正しい使い方を習得する体験型の教室を開催します。

この教室は、適切な対策や、家庭でどんなルールを設けるべきか等を体験しながら分かりやすく説明し、家庭で活用できるツールも用意する教室です。

スマートフォンを初めて使う方向け、ある程度の知識はあるけど、子どもを守るためにどうしたら良いか知りたい方向けなど、教室を受ける方々のレベルに合わせた内容で展開していきます。

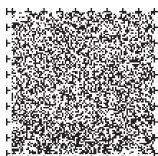
【平成26年度開催実績】

申込数 400件

開催数 457教室

本教室に対する満足度 96%

(教室受講者に対するアンケート調査より)



問い合わせ ▶ 県民生活部社会活動推進課 052-954-6175(ダイヤルイン)
ホームページ: <http://www.pref.aichi.jp/0000082935.html>